

## 公立大学法人公立鳥取環境大学施設利用規程

平成29年2月1日  
公立鳥取環境大学規程第6号

### (趣旨)

第1条 公立鳥取環境大学（以下「大学」という。）の用に供する施設の美観の保持、災害の予防及び秩序の維持を図り、大学業務の適正な運営を確保するため、必要な事項を定める。

### (施設管理者)

第2条 本学内における施設管理者は理事長とする。

2 理事長は、本学の美観の保持、災害の予防及び秩序の維持に関する事務を総務課長に委任する。

### (施設の管理)

第3条 施設管理者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設の防災・防犯に関すること。
- (2) 施設の適正な使用の確保に関すること。
- (3) 電気、ガス、給排水等の適正な使用に関すること。
- (4) 学内・学外からの施設利用の許可及び施設利用に伴う事故防止に関すること。
- (5) その他施設の良好な維持保全に関すること。

### (禁止)

第4条 本学を利用しようとする者は、本学において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職員への面会強要
- (2) 示威又は喧騒にわたるような行為
- (3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
- (4) 喫煙の設備のない場所での喫煙
- (5) 飲酒（ただし、学会等の開催に伴うもので施設管理者から許可をうけた場合は、この限りでない。）
- (6) 施設管理者の許可を受けていない火気使用
- (7) 施設管理者の許可を受けていない電気を使用する機器使用
- (8) 塵芥等廃棄物及び有害廃棄物等を所定の場所以外の場所又は所定の容器以外の容器に棄てること。
- (9) 所定の場所以外の場所での車両の運転又は放置
- (10) 通行を妨げるような行為
- (11) 施設を汚損し、損壊し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めて施設管理者が禁止する行為
- (12) その他施設の管理上支障のある行為

### (許可)

第5条 大学の業務以外で施設を使用する場合は、あらかじめ公立大学法人公立鳥取環境大学固定資産の貸付に関する規程に基づき、施設管理者の許可を受けなければならない。

2 次の各号に該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 教育研究又は学内行事に支障があるとき。
- (2) 施設を破損又は汚損する恐れがあるとき。
- (3) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うとき。
- (4) 特定の宗教のための宗教活動を行うとき。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける活動を行うとき。
- (6) その他本来の用途又は目的を妨げるなど、施設管理上支障があると施設管理者が認めるとき。

(施設への立入り)

第6条 大学の施設管理者は、管理上必要と認めた場合は、施設に立ち入ろうとする者に対し、立入りの目的、用務先その他必要な事項を質問することができる。

2 大学の施設管理者は、施設において第4条各号のいずれかに該当する行為が行われる恐れがあると認められる場合は、施設又は特定の場所への立入りを規制するとともに、これらの行為が行われた場合においては、退去を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。